

第 53 号議案

神戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 14 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の育児休業等に関する条例

神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) <u>常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u>	(4) <u>次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員</u>

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職及びこれに準ずる職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) [略]

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職及びこれに準ずる職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) [略]

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子につい

員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

て当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)、(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)、(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子

の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又は

これに相当する場合に該当して
地方等育児休業をする場合にあ
っては、当該地方等育児休業の期
間の末日とされた日の翌日以前
の日)を育児休業の期間の初日と
する育児休業をしようとする場
合

イ 当該子について、当該非常勤職
員が当該子の1歳到達日(当該非
常勤職員が前号に掲げる場合に
該当してする育児休業の期間の
末日とされた日が当該子の1歳
到達日後である場合にあっては、
当該末日とされた日)において育
児休業をしている場合又は当該
非常勤職員の配偶者が当該子の
1歳到達日(当該配偶者が同号に
掲げる場合又はこれに相当する
場合に該当してする地方等育児
休業の期間の末日とされた日が
当該子の1歳到達日後である場
合にあっては、当該末日とされた
日)において地方等育児休業をし
ている場合

ウ [略]

エ 当該子について、当該非常勤職
員が当該子の1歳到達日(当該非
常勤職員が前号に掲げる場合に

ア 当該子について、当該非常勤職
員が当該子の1歳到達日(当該非
常勤職員がする育児休業の期間
の末日とされた日が当該子の1
歳到達日後である場合にあって
は、当該末日とされた日)におい
て育児休業をしている場合又は
当該非常勤職員の配偶者が当該
子の1歳到達日(当該配偶者がす
る地方等育児休業の期間の末日
とされた日が当該子の1歳到達
日後である場合にあっては、当該
末日とされた日)において地方等
育児休業をしている場合

イ [略]

該当してする育児休業の期間の
末日とされた日が当該子の1歳
到達日後である場合にあっては、
当該末日とされた日)後の期間に
おいてこの号に掲げる場合に該
当して育児休業をしたことがな
い場合

(育児休業法第2条第1項の条例で
定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項
の条例で定める場合は、1歳6か月
から2歳に達するまでの子を養育す
る非常勤職員が、次の各号に掲げる
場合のいずれにも該当する場合(当
該子についてこの条の規定に該当し
て育児休業をしている場合であって
次条第7号に掲げる事情に該当する
ときは第2号及び第3号に掲げる場
合に該当する場合、任命権者が定め
る特別の事情がある場合にあっては
第3号に掲げる場合に該当する場
合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳
6か月到達日の翌日(当該非常勤

(育児休業法第2条第1項の条例で
定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項
の条例で定める場合は、1歳6か月
から2歳に達するまでの子を養育す
るため、非常勤職員が当該子の1歳
6か月到達日の翌日(当該子の1歳
6か月到達日後の期間においてこの
条の規定に該当してその任期の末日
を育児休業の期間の末日とする育児
休業をしている非常勤職員であっ
て、当該任期が更新され、又は当該
任期の満了後に特定職に引き続き採
用されるものにあつては、当該任期
の末日の翌日又は当該引き続き採用
される日)を育児休業の期間の初日
とする育児休業をしようとする場合
であつて、次の各号のいずれにも該
当するときとする。

職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)、(3) [略]

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) [略]

(1)、(2) [略]

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) [略]

(5) 育児休業 (この号の規定に該当

したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画を記載した計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(5)、(6) [略]

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日とする。

(6)、(7) [略]

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条第5号の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

育児休業の取得要件を緩和する等にあたり、条例を改正する必要があるため。